

環境金融の拡大に向けた利子補給事業 に関する課題解決等のための提言

平成 29 年 12 月

環境金融の拡大に向けた利子補給事業
(環境配慮型融資促進利子補給事業)
に関する課題解決等検討会

環境金融の拡大に向けた利子補給事業（環境配慮型融資促進
利子補給事業）に関する課題解決等検討会 委員名簿

内野 逸勢 株式会社大和総研 主席研究員

◎水口 剛 高崎経済大学 経済学部 教授

八木 裕之 横浜国立大学 国際社会科学研究院 教授

若林 泰伸 早稲田大学 法学部 教授

◎座長

【事務局】

環境省 大臣官房 環境経済課
株式会社 野村総合研究所

－ 目 次 －

1. はじめに.....	1
2. 環境金融施策の意義等	2
3. 利子補給事業の概要	6
4. 利子補給事業の課題	7
5. 利子補給事業の見直しの方向性等.....	8
6. 利子補給事業の成果指標.....	11
7. おわりに.....	12

1. はじめに

環境省中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」の報告書¹では、環境金融の具体的役割の一つが、「企業行動に環境への配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資」と位置付けられている。我が国においては、その典型的な取組の一つが、融資先企業の活動を環境面から評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資、いわゆる「環境格付融資」として具体化し、発展してきた。

環境格付融資に積極的な金融機関は、各々がその意義を見だし、創意工夫により取組を深化させ、また、地域の特色等を取り込みながら、多様なあり方を示している。他方、リソース不足等により、課題を抱えている地域金融機関も多く存在する。

平成 16 年に日本で初めて環境格付融資が実施されて以降、環境省としても平成 19 年度より環境格付融資に係る利子補給事業を実施し、金融市場に環境の要素を組み込むいわゆる環境金融の裾野の拡大及び質の向上並びに地球温暖化対策の促進を図ってきた。平成 27 年度以降は、「環境格付融資に関する課題等検討会」の提言を受け、環境配慮型融資促進利子補給事業（以下「本事業」という。）の対象を、環境格付融資に係る一定の実績を有する金融機関と実績の乏しい地域金融機関等が協調して行う融資に限定し、金融機関間の情報の共有や経験の蓄積を促進している。

しかしながら、当該融資に限定したスキームには、地域金融機関の新規参加や参加した地域金融機関による自律的な取組に関し、なお課題が散見されている。

そこで、本検討会では、環境格付融資の裾野の拡大、質の向上、ひいては金融機関が自ら環境格付融資を積極的に実施していく等の自律化に向け、本事業の実効性を一層向上させるための改善策の検討を行った。本提言は、検討会の議論を踏まえ、「環境金融の拡大に向けた利子補給事業に関する課題解決等のための提言」としてとりまとめたものである。

¹ 「環境と金融のあり方について～低炭素社会に向けた金融の新たな役割～」(平成 22 年 6 月 15 日)

2. 環境金融施策の意義等

(1) 環境金融施策を取り巻く状況

平成 26 年に「日本版スチュワードシップコード」、平成 27 年に「コーポレートガバナンス・コード原案」が策定され、さらに、世界最大の年金資産規模を持つ年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF：Government Pension Investment Fund）が投資プロセスにおいて環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関する情報を考慮した、いわゆる ESG の要素を求めることを目的とした国連が支持する、責任投資原則（PRI：Principles for Responsible Investment）へ署名するとともに ESG 投資の指標となる ESG 指数を選定し、日本国内において企業の非財務情報や中長期的な企業価値の創出等についての重要性が一段と認識されることとなった。

平成 27 年 12 月には、温室効果ガス排出削減に関する世界共通の長期目標として、産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及したパリ協定が採択され、ESG に関する情報を考慮した「ESG 投資」等、金融市場に環境の要素を取り込む考え方が世界的に広まりをみせている。

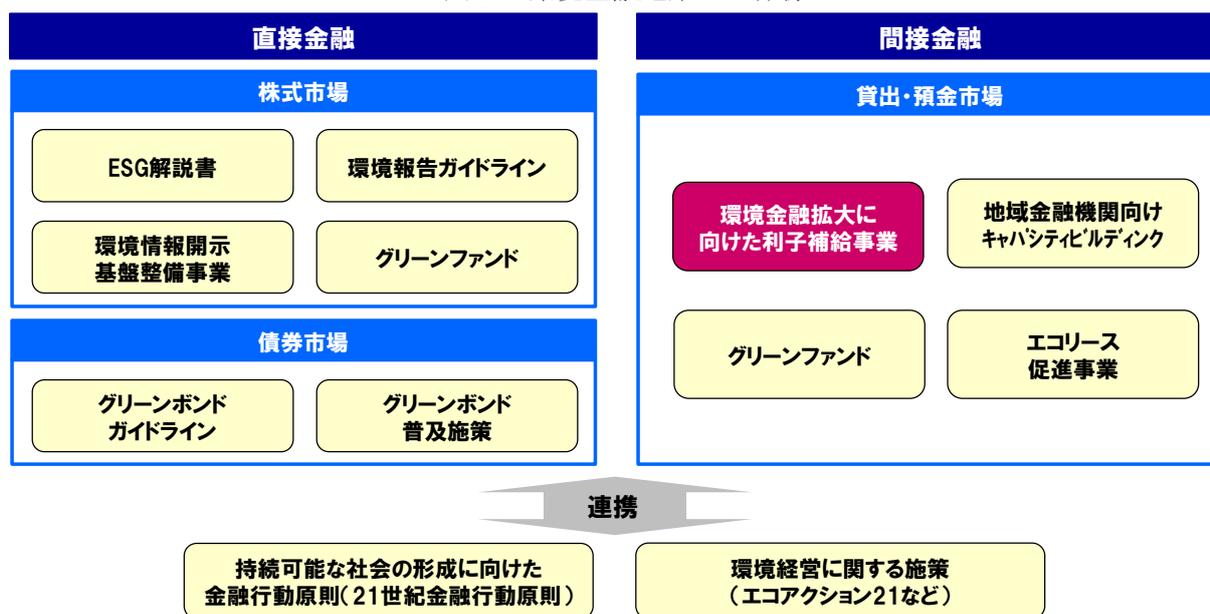
また、同年には、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、平成 28 年から平成 42 年までの国際社会共通の目標が図られ、また、金融安定理事会において気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）が設置されるとともに気候変動がもたらす「リスク」及び「機会」の財務的影響を把握し開示することを狙いとした提言が出され、世界的にも環境、経済、社会の持続可能性の確保に向けた取組が求められている。

このような時代の大きな転換期を迎えている中、世界全体として、環境金融の更なる普及・促進が求められているといえる。

こうした世界的な潮流を背景に、環境省では、直接金融及び間接金融の両面から、環境金融の拡大を図る金融施策を講じ、金融機関や機関投資家が、環境に配慮した投融資活動を行うことを支援している。特に、地域金融機関に直接働きかけることのできる利子補給事業は、環境に配慮した投融資活動を直接的に支援するものであり、地域のお金の流れを環境に配慮したものへ転換する有力な支援策の一つである。

加えて、利子補給事業は、グリーンファンド等の環境金融施策体系の中で、環境に配慮した融資そのものを支援する唯一の施策として、重要な役割を果たしている。

図1 環境金融施策の全体像²



(2) 環境格付融資の意義

金融機関が融資の際に環境配慮の目線を持つことは、純粋な社会貢献の側面にとどまらず、企業の中長期的な収益等を推し量る等の金融機関のリスク管理の側面も併せ持つものである。

上述した ESG 投資等、環境に配慮した投資概念は世界的に拡大しており、海外の投資家が日本企業へ投資をする際の主要な考え方の一つになっていくことを考えると、日本国内企業においても、もはや無視することのできない投資の考え方であるといえる。また、金融機関が環境情報も活用して投融資を判断することは、国内企業の持続可能性を見定めることにつながり、金融機関のリスク管理の有効なツールの一つとなり得るとともに、取引先とのリレーション強化による新たな融資案件の発掘が期待される。

しかしながら、金融機関が融資先企業の活動を環境面から評価し、その評価結果によって金利を段階的に変更する「環境格付融資」に取り組んでいない金融機関や未だ慣れない金融機関も多い。

そのため、環境省では、環境金融の拡大に向けた利子補給事業として、国が指定する金融機関が行う環境格付融資を支援している。

以下に、環境格付融資の金融機関、融資先企業、社会にとっての意義を示す。

ア 「金融機関」にとっての意義

環境格付は、財務情報に基づく融資先の信用度評価を補完する役割が期待され、金融機関自らのリスク管理の一環として有効なツールの一つであるだけでなく、取引先とのリレーション強化による新たな融資案件の発掘が期待される。環境格付融資を通じた新たな融資案件の発掘は、低金利が続き、金融機関の経営状況の厳しさが増す中で、有効な打ち手になるといえよう。

また、環境格付を行うために金融機関が融資先企業と対話を深め、企業のニーズや事業

² 環境省においては、直接金融ではグリーンボンドガイドラインや ESG 解説書、間接金融では利子補給事業やグリーンファンド等の施策を講じている。

内容を深く理解することは、金融機関の目利き力の向上、融資先企業に対するアドバイスやコンサルティング能力の向上につながり、地域企業のパートナーとして地域経済を支える地域金融機関の存在感が高まることも期待される。さらに、環境格付融資を通じて環境分野に強みを見いだすことは、地域金融機関におけるビジネスモデルの差別化を可能とするとともに、現下の低金利等の状況変化に大きく左右されることのない持続可能な経営が期待できる。

イ 「融資先企業」にとっての意義

融資先企業においては、環境格付融資を通じて、高性能な省エネ設備等の導入、環境対策への積極性のPRが可能となるとともに、そうした取組に着目した投融資の対象ともなり得るため、資金調達コストの削減につながることを期待される。

金融機関から環境格付評価を受けることは、融資先企業にとって環境経営への継続的な動機づけになる。環境経営の取組を深化させ、環境分野に強みを見いだすことは、融資先企業にとって、事業活動における環境リスクの回避や収益機会の獲得等をもたらし、経営の持続可能性を高めることにもつながる。融資先企業の経営の持続可能性が高まることは、ひいては、融資を行う金融機関の経営の持続可能性を高めることにもつながることから、双方にとって意義の大きい取組といえる。

ウ 「社会」にとっての意義

環境経営に取り組む企業を評価・支援し、持続的な環境経営への取組につなげる環境格付融資は、経済のグリーン化を目指す上で大きな駆動力になる。経済のグリーン化を通じた持続可能な経営を行うためには、①環境経営の実践、②適切な情報開示、それらに対する③客観的な評価、④金融機関等の行動が連鎖し、好循環が生み出されていくことが重要である。また、環境格付融資によってもたらされる企業の環境対策の拡大は、環境分野への設備投資等の内需を生み、我が国における持続可能な社会の発展への一助ともなり得る。

地方創生が社会的課題との認識が高まる中、とりわけ、中小企業を主に取引先とする地域金融機関の取組が地域経済に与える社会的意義は大きく、地域金融機関が環境格付融資に取り組むことは、中小企業における環境経営の普及を促すことを通じて、地域経済の活性化に繋がり、当該地域ひいては社会全体の持続可能性を高めることに寄与するといえる。

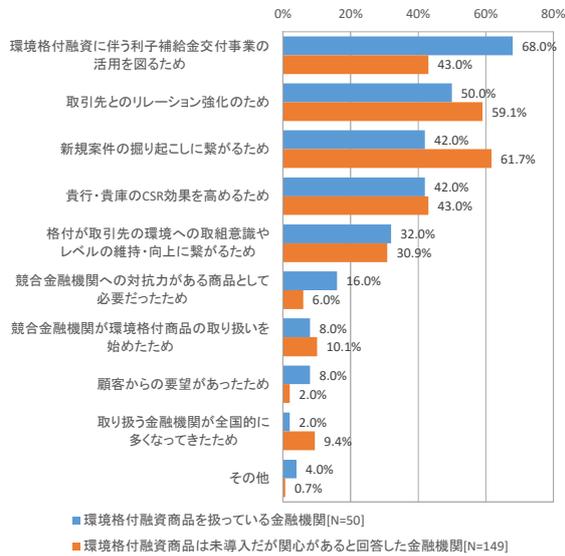
(3) 環境格付融資に対する金融機関の期待

低金利状況の継続、中小企業の減少など、地域金融機関を取り巻く事業環境が厳しさを増している中、環境格付融資は、顧客との対話促進、新規案件の発掘につながる有効な手段になり得る。

過去に実施された金融機関へのアンケートによると、金融機関は環境格付融資に対し、取引先とのリレーション強化、新規資金ニーズの発掘、自行の社会的責任 (corporate social responsibility :CSR) の向上を期待しており、実際に環境格付融資を導入した金融機関の回答をみると、金融機関が環境格付融資を、厳しい経営状況を乗り越えるための一つの手法として認識していることが明らかになっている。

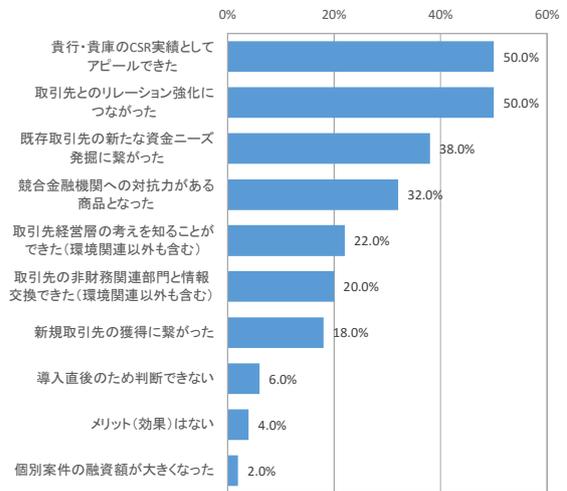
図2 環境格付融資商品の導入経緯及び環境格付融資商品導入のメリット（効果）

図2-1 環境格付融資商品の導入経緯



出典元) ㈱日本経済研究所「平成25年度環境格付融資に関する課題等調査報告書」(平成26年2月)より作成

図2-2 環境格付融資商品導入のメリット(効果)



注) 環境格付融資商品を扱っていると回答した金融機関[全体50行]に占める割合。
出典元) ㈱日本経済研究所「平成25年度環境格付融資に関する課題等調査報告書」(平成26年2月)より作成

3. 利子補給事業の概要

環境省では、環境格付融資の促進を目的として、平成 19 年度より環境格付融資に係る利子補給事業を実施している。

平成 26 年度までは金融機関と事業先とが相対で契約する融資（以下「相対融資」という。）も対象にした利子補給を実施しており、金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から 3 年以内に CO₂ 排出量を 3%（又は 5 年以内に 5%）以上削減することを条件として、年利 1% を限度とする等の利子補給を行っていた。

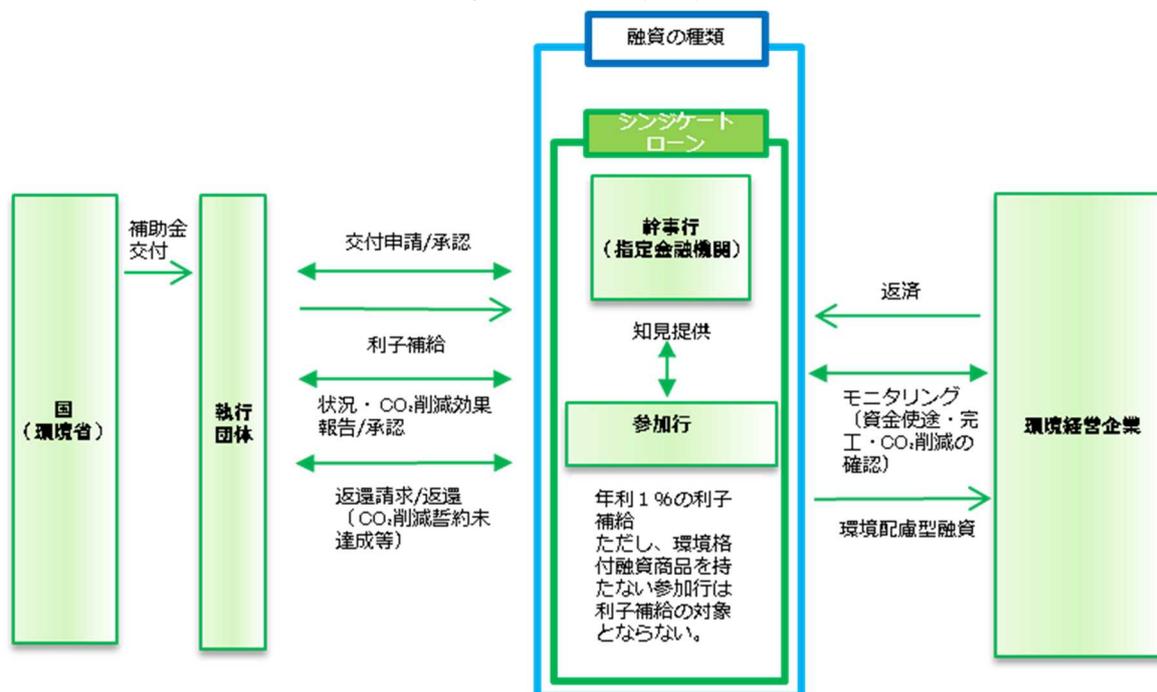
しかしながら、そもそも金融機関に環境金融に関するノウハウの蓄積が十分になされていないことや、環境格付融資の取組の定着に課題がみられた。

こうした課題の解決に向けて、環境省は平成 26 年に「環境格付融資に関する課題等検討会」を開催し、同検討会において、金融機関間の環境格付融資に係る情報の共有や経験の蓄積等を図るため、利子補給の対象を他の金融機関と協調して 1 つの融資契約書に基づいて行う融資（以下「シンジケートローン」という。）に限定する等の事業スキームの提言がなされた。

当該提言を受け、平成 27 年度からは、シンジケートローンのみを対象とした利子補給事業を行っている。

なお、上記の利子補給事業³の対象となった融資先企業による金融機関への返済は滞りなく行われており、二酸化炭素の削減誓約についても融資先企業は当該誓約を達成している。

図 3 現在の利子補給事業のスキーム



³ 平成 25 年度から平成 28 年度の利子補給事業の対象事業（二酸化炭素削減誓約については平成 26 年度から平成 28 年度の事業等は誓約期間中等のため評価できない。）

図4 主な利用条件

指定金融機関側の利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮型融資（事業者の環境配慮の取組を審査・評価し、評価結果に応じて金利を段階的に変更する融資）の商品があること。 ● 審査の上、当事業の指定金融機関となること。 ● シンジケートローンに参加する他の金融機関に対し、環境配慮型融資に係る知見の提供等を行うこと。
シローン参加行の利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境配慮型融資の商品があること。 ※ 環境配慮型融資商品が無くてもシローンには参加できるが、利子補給の対象とはならない。
融資を受ける事業者側の利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ● 要求水準を満たす二酸化炭素排出量の削減又は二酸化炭素原単位の改善を誓約すること。（3カ年以内に3%、又は5カ年以内に5%）

4. 利子補給事業の課題

（1）量の拡大

地域金融機関 105 行（地方銀行及び第二地方銀行の合計）のうち、環境格付融資を行った経験のない金融機関が 52 行あるほか、過去に環境格付融資を行っていたが現在は行っていないと考えられる地域金融機関が 23 行あり、環境格付融資の裾野拡大に向けて、地域金融機関に利子補給事業の活用を働きかける必要がある⁴。

一方、利子補給事業開始以降、本制度を活用し環境格付融資を行った地域金融機関の累積数は平成 28 年度時点で 17 行にとどまっており、新たに本事業を利用する地域金融機関は減少傾向にある。

シンジケートローンに限定した平成 27 年度以降の新規融資案件数を見ると、地域金融機関が参加する融資案件数は減少傾向にある。また、地域金融機関の主な融資対象である中小企業案件、中小規模案件の割合は減少傾向にある。金融機関へのヒアリングによると、シンジケートローンは、アレンジャーフィーを要するため、一定規模以上の案件でないと成立しにくい、地方にはシンジケートローンが適用できるような大規模な案件がなく、地方の地域金融機関にとって現在の利子補給事業はハードルが高いものになっているとの指摘があった。

（2）質の向上

シンジケートローンの幹事行から参加行への知見の提供方法として、環境格付融資に関するセミナーの開催、営業方法の共有等を行っている好事例がある一方、参加行に対して丁寧な説明をしていないなど、地域金融機関の課題に応じた知見が必ずしも十分に提供されていない事例も見られる。

また、金融機関へのヒアリングにおいて、シンジケートローンは、格付や契約等の実務を幹事行が担うことが一般的であるため、単に参加するだけでは、自行の環境格付融資の取組の課題を確認し、課題解決に向けて取り組んでいくために必要なノウハウを十分に得ることは難しいとの指摘があった。さらに、受け手となる参加行の側では、得られた知見を咀嚼し、環境格付融資の改善や営業戦略の立案に活用できていないのが現状である。

加えて、環境格付融資商品の定着・自律化に向けては、実践を通じ、各行の地域特性・経

⁴ 各行ウェブサイトにおける公表情報を基に集計（平成 29 年 6 月時点）。

「過去に環境格付融資を行っていたが、現在は行っていない」地域金融機関とは、過去のプレスリリース・CSR 報告書等に商品の組成・取り扱いに係る記載があるが、現在は専用ページが開設されていない、又は平成 28 年度の CSR 報告書等に商品の取扱いに係る記載がない等の地域金融機関をいう。

営戦略等を踏まえた取組の改善、商品サービスの向上等を図る必要があると考えられる。

5. 利子補給事業の見直しの方向性等

前章で述べたとおり、環境格付融資に関しては、量の拡大（環境格付融資の裾野の拡大のため、新規参加行及び新規案件を増加させること）及び質の向上（知見の蓄積や取組の改善を促進し、自律化につなげること）が課題となっている。

本検討会では、現行の利子補給事業を、以下の方向性で改善することを提言する。

（1）シンジケートローンの強化による知見の共有・蓄積の促進等

環境格付融資の知見は、「環境格付融資に取り組むためのナレッジ集」（平成27年3月）等の手引き書でもある程度蓄積されるが、シンジケートローンに参加し、環境格付融資を実践することで、取引先や自行にとっての環境格付融資の意義や有効性を深く理解し、地域に合った環境格付融資のあり方や営業戦略を体得することができる。このため、環境格付融資に取り組んだ経験のない地域金融機関は、可能な限りシンジケートローンに参加して、効率的・効果的に環境格付融資の知見を獲得し、自行の商品として発展させていくことが望ましい。

また、幹事行においても、地域金融機関とシンジケートローンを図ることで、当該地域とのリレーションが強化され、新規案件の発掘につながるとともに、融資先の信用度の評価に伴うリスク管理の補完も可能な、メリットのある融資方法であると考えられる。

実践的な知見を共有できるというシンジケートローンの特性を最大限活かすには、幹事行は、環境格付融資に新たに取り組む参加行に対し、格付の内容や方法、営業ノウハウ等について可能な範囲で知見を提供するとともに、提供を受けた参加行は、自らの地域の特色に応じた格付のあり方を検討していくことが重要である。その際、幹事行は、参加行に対して一方的に知見を提供するだけでなく、参加行が環境格付融資に取り組む上で直面する疑問等を積極的に参加行から吸い上げ、それに対して回答するというような連携体制を築くことが重要である。また、参加行も、共有された知見を、環境格付融資の商品開発や営業を担当する部署で蓄積するとともに、経営陣や本店及び本部・支店の営業担当部署も含めて、どのように体制を確立し、自行の環境格付融資の取組につなげていくのかを検討することが必要である。

そこで、本事業の運用に際しては、幹事行に対し、幹事行からの知見提供を通じた参加行の気づき等の報告（環境格付融資商品を持たない参加行については、シンジケートローンへの参加を通じて環境格付融資の組成に向けた知見の実践方法等の報告を想定。）を求めることで、参加行における環境格付融資の自律化に向けたサイクルをフォローしていくことが望ましい。ただし、その際には、幹事行に過度な負担にならないよう配慮することも必要である。

（図6「改善①」参照）

さらに、環境格付融資商品を持たない金融機関へのアプローチも重要である。これまで、環境格付融資商品を持たない金融機関は、利子補給の対象とはならなかった。もちろん、既に環境格付融資商品を持っている金融機関間で更なる知見共有を図り、自行の環境格付融資商品を改善していくことも有効ではあるが、環境格付融資に取り組む地域金融機関を増やし、環境格付融資の取組の裾野を拡大するためには、環境格付融資商品を持たない金融機関も、利子補給の対象とし、シンジケートローンへの参加を促すことが必要である。幹事行にとって新規金融機関を参加行として迎えるインセンティブとなるよう、環境格付融資商品を持たない金融機関を参加させた場合には、そうでない場合に比べて、利子補給率を優遇することも有効と考えられる。また、環境格付融資商品を持たない金融機関は、環境格付融資商品を

持つ金融機関に比べて、新しい融資商品として環境格付融資を商品化するための検討を行うことが期待され、行内の事務的コストも大きいと考えられるため、そういった利子補給率の優遇は合理的であると考えられる。(図6「改善②」参照)

また、環境格付融資商品を持たない金融機関のシンジケートローンへの参加をより多く促す観点から、シンジケートローンの参加行に環境格付融資商品を持たない金融機関を含む場合には、次回以降、同一の参加行と幹事行の組み合わせを避ける等、環境格付融資の普及・拡大に向けて配慮する必要がある。

(2) 相対融資枠の創設

環境格付融資にこれから取り組んでいこうとする地域金融機関は、シンジケートローンに参加することで一定程度の環境格付融資の知見を獲得することはできるが、主として実務を担当するものではない。このため、地域金融機関が継続的に環境格付融資を実施していくためには、シンジケートローンで得た知見を活かして、地域金融機関自らが主体となって環境格付融資に取り組んでいくことが必要であり、利子補給事業を活用し、自行が中心となって環境格付融資に取り組む機会を増やすことも重要である。

そこで、地域金融機関が環境格付融資に関するノウハウを獲得・蓄積する「開発ステージ」を支援する制度としてのシンジケートローン枠に加え、地域金融機関が獲得したノウハウを活用して自ら環境格付融資に取り組む「導入・改善ステージ」を主として支援する制度⁵として相対融資枠を創設することが有効であると考えられる。

これにより、シンジケートローン等で得たノウハウを活かし、地域企業の特長・各行の経営戦略等に応じた環境格付項目の設定等、地域の特色等に応じた環境格付融資に取り組もうとする地域金融機関を支援することが可能になる。また、自行で環境格付融資に取り組んだ経験があり、シンジケートローンを利用した他行からの知見共有の必要はないものの、未だ十分な経験を有しているわけではなく、環境格付融資を継続拡大するにあたって国の支援が必要な地域金融機関を支援することも可能になる。地域金融機関は、これらのステージを経て、環境格付融資に関する持続可能なビジネスモデルを確立し、完全に自走する「自律化ステージ」に至ることが期待される。

この際、将来的に金融機関が自律的に各地域の特色等に応じた環境格付融資へと発展させていくことを通じて、金融機関における環境格付融資に関する取組の定着を図るため、相対融資で利子補給を受ける金融機関に対しては、環境格付融資の自律化に向けた知見蓄積の体制整備等の取組改善や商品サービスの向上等の取組を促し、その成果を年度ごとにフォローアップしていくことが望ましい。その際には、地域金融機関による制度活用を妨げないよう、フォローアップに係る事務負担をできるだけ増やさないように配慮する必要がある。(図6「改善③」参照)

また、相対融資の創設の目的が、地域金融機関における環境格付融資の取組促進であるため、相対融資は基本的に地域金融機関を対象とし、大規模案件を扱うことの少ない地域金融機関へ環境格付融資の機会をより多く提供するため、相対融資の金額の上限を10億円程度⁶とすることが望ましいと考えられる。

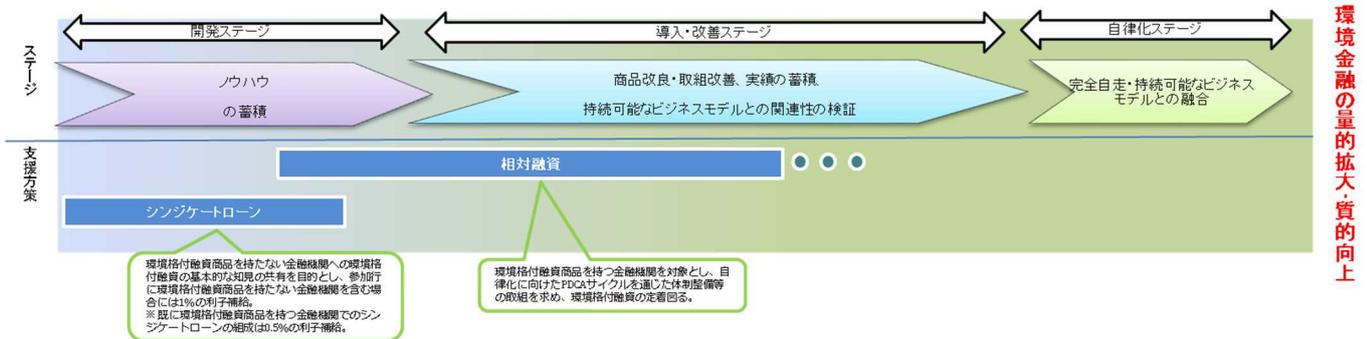
加えて、環境格付項目については、地域の企業にどのような気づきを提供すべきか、とい

⁵ 地域金融機関の中には、過去に本事業において知見提供側であるシンジケートローンの幹事行として指定を受けたことのある知見・実績を持つ地域金融機関もいるが、地域金融機関は事業展開エリアが限られるためシンジケートローンの幹事行となりにくいこと、また、地域の特色等に応じた環境格付融資への取組を深める観点から、相対融資の対象からそのような地域金融機関を排除するものではない。

⁶ シンジケートローンに限定した平成27年度及び平成28年度の約9割の案件が組成額10億円以上である。

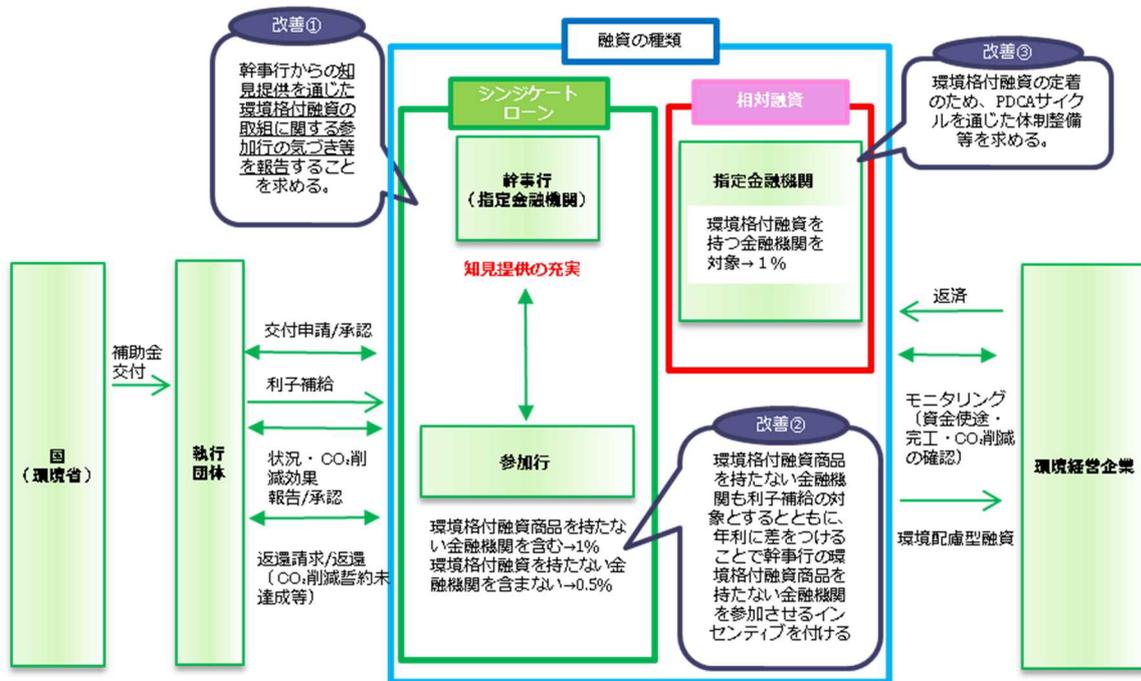
う観点から、一般的な格付項目に必ずしも捉われず、地域の特徴等を踏まえて格付項目を独自に検討するという視点が重要である。

図5 ステージごとの支援方策のイメージ



環境金融の量的拡大・質的向上

図6 改善後のスキーム



(3) 環境格付融資の効果や実態の調査・検証・普及啓発に向けた取組

環境格付融資の更なる推進のため、金融機関の動向（金融市場における投融資の傾向、環境格付融資における返済リスクや採算の傾向、信用格付や財務格付とのインテグレーションの可能性等）の検討・検証等を行い、これらの分析結果をもとに更なる環境格付融資の裾野の拡大を図るべきである。

また、裾野を広げる観点から、国は、各種説明会等を通じて積極的に本事業の活用を促していく必要がある。

(4) 企業における環境経営等の取組促進

本検討会は金融機関側のアプローチである環境格付融資に焦点を当てているが、環境金融施策全体を進めるためには、企業側のアプローチも欠かせない。具体的には、環境省が定めた環境経営システムや環境報告に関するガイドラインに基づくエコアクション 21 との連携や、企業側の環境情報の開示を促すこと等が考えられる。

また、そうしたシナジー効果を見据えた取組等を通じて、企業と金融機関のマッチング等を図ることが望ましい。

6. 利子補給事業の成果指標

本事業の目的は、環境格付融資に取り組む地域金融機関の裾野の拡大にある。

環境格付融資を全国的に広めるためには、環境格付融資に取り組む金融機関の優良事例を収集するとともに、当該金融機関がそのような取組を行うに至った経緯を調査し、他の金融機関においても同様の取組を実施するための課題に向けた解決策等を検討することが必要である。

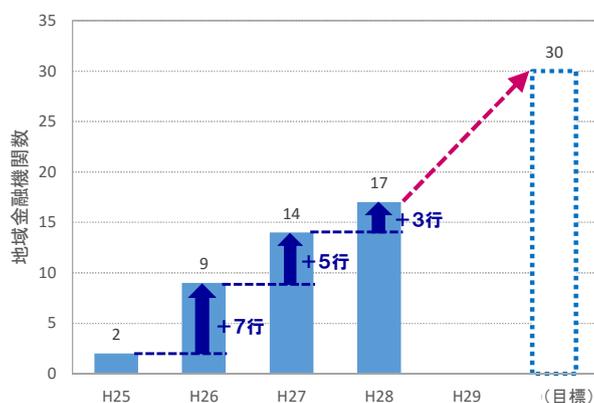
しかしながら、現時点で本事業を利用して環境格付融資に取り組む金融機関は少ないことから、全体の3割程度の金融機関が環境格付融資に取り組むことにより、金融機関間の競争が自律的に働き、環境格付融資の取組の更なる普及が期待できるような状況を目指すことが望ましい。

その上で、本事業を通じての優良事例を収集の上、環境格付融資に取り組む金融機関の実態や、環境格付融資を行うことによる効果、今後の課題等を確認し、本事業のあり方を見直していくことが必要である。

また、本事業の目的が上述したとおり、地域金融機関の裾野の拡大にあることを踏まえると、本事業の実施による環境格付融資を行う地域金融機関の増加数を計ることが必要であると考えられる。そうすると、本事業の成果指標は、各年度において環境格付融資を実施した地域金融機関の数で評価するフローベースの指標はもとより、過去に本事業を利用して環境格付融資を行った経験のある地域金融機関も算入するような、事業開始からの累積で評価するストックベースの指標を設定することも必要であると考えられる。

その際、本事業を利用する金融機関は、基本的には国が指定する指定金融機関であり、上述した成果指標では、指定金融機関（地域金融機関）の数を算定することとなる。ただし、指定金融機関でない地域金融機関がシンジケートローンの参加行として環境格付融資に参加することは可能であるため、地域金融機関の裾野の拡大に鑑み、そうした参加行も、上述した指標の指定金融機関に算入することが妥当であると考えられる。

図7 事業開始以降、採択案件に融資をした地域金融機関の累積数（ストックベース）



7. おわりに

環境格付融資は、金融機関や融資先企業にとっても意義のある取組であるとともに、経済のグリーン化を目指す上で重要な役割を果たすものである。その量の拡大・質の向上に向けた課題は少なくないものの、各金融機関は、課題の克服に向けて様々な関係者との協働も通じながら、取組を開始するとともに一層深化させていくことが重要である。

地域金融機関には、「地域金融の中核的な担い手」として、リレーションシップバンキング（地域密着型金融）により地域の中小企業を支え、地域の経済・産業の成長を促すとともに、それを通じて地域のグリーン化を推進する役割が求められている。

地域金融機関が中心となって、環境格付融資を始めとする環境金融の取組を推進することが期待される。

以上